

「産業保健21」80号 産業保健クエスチョン

解 答

解答

Q1：答え ②

- ① 正 ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握することにより、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげていく一次予防を目的とした制度であり、精神疾患の早期発見を行うことを一義的な目的とした制度ではありません。

このため、ストレスチェックの内容も、あくまで労働者のストレスの程度を把握するための内容とし、精神疾患かどうかを把握する検査内容とすることは想定していません。

- ② 誤→正 ①と同じ。

- ③ 正

Q2：答え ③

- ① 正 労働者数50人未満の事業場は、当分の間、努力義務とされています。しかしながら、例えば、義務とならない事業場においても、大企業の支店などであって本社による統括管理等により実施体制が十分整っている場合には、ストレスチェックを実施することが望ましい。

- ② 正

- ③ 誤→正 今回のストレスチェック制度は、労働者のメンタルヘルスに関する情報という、極めて機微性の高いものを取り扱うこと、既にメンタルヘルス不調で治療を受けている者にとっては、ストレスチェックを受けなければならないこと自体が精神的負担を与えるおそれもあることから、希望しない労働者にまで一律に義務付けることは適当でないことから、労働者がストレスチェックを受ける義務の規定を設けていません。

Q3：答え ①

- ① 誤→正 産業医がストレスチェックの企画・評価に関わり、実施者となる場合には問題ありませんが、産業医が実施者とならない場合には、その産業医に労働者の同意なく結果を提供してはいけません。

- ② 正 高ストレス者を含むすべての受検者について医師による面接指導を受ける必要があるかどうか、実施者が確認を行います。また、面接指導は、問診その他の方法により労働者の心身の状況を把握し、面接により必要な指導を行うものであるため、医学的な知見を有する医師でなければ実施することができません。

- ③ 正 面接指導は、労働者の申出に基づくものとされています。一方、面接指導の結果、事業者は、必要に応じて労働者の健康を確保するため就業上の措置を講じなければならないため、面接指導を実施した医師からその結果を入手することとなっており、労働者の同意なく、その結果を把握することができます。